

京都市南岩本公園における利用料金の減免基準

京都市南岩本公園における利用料金について、京都市南岩本公園条例（以下「条例」という。）第6条の規定による減免に係る基準は、下記のとおりである。

記

- 1 「京都市の都市公園における使用料減免基準」を準用する。
- 2 この基準の施行に関し必要な事項は、都市計画局住宅政策担当局長が定める。

附 則

この基準は、令和7年7月1日から施行する。